

特定非営利活動法人 日本家庭医療学会認定 後期研修プログラム責任者の会 規約

【第1条】総 則

本会は日本家庭医療学会後期研修プログラム責任者の会と称する。

【第2条】位置づけ

1. 本会は、理事会の下に、他の委員会と並列に組織される。

【第3条】構 成

1. 全体会とブロック会で構成する。
2. ブロック区分
 - (1) 北海道・東北
 - (2) 関東
 - (3) 中部・北陸・甲信越
 - (4) 近畿
 - (5) 中国・四国
 - (6) 九州・沖縄

【第4条】会員資格

1. 認定されたプログラムの責任者をもって会員とする。
2. 責任者が会議に出席できない場合は、プログラム内の本学会会員が代理で出席することができる。

【第5条】ブロック責任者

1. 各ブロックのプログラム責任者から1名のブロック責任者と1名の副ブロック責任者を選出する。
2. ブロック責任者、副ブロック責任者の任期は2年とする。

【第6条】プログラム責任者の会代表

1. 本会は、ブロック責任者の互選によって1名の本会の代表と2名の副代表を決めることができる。ただし、代表は本学会の理事でないものとする。
2. 本会の代表と副代表の任期は2年とする。
3. 本会の代表は、本学会の理事会にオブザーバーとして参加することができる。

【第7条】目 的

本会は、学会認定プログラムに基づき、プログラム相互の交流を図り、その成果をもってプログラムの改善および発展に寄与すると共に、プログラムで研修を受ける研修医の資質向上を図ることを目的とする。

【第8条】事 業

1. 全体会活動
 - (1) 各ブロック間でのプログラム実施状況に関する報告と情報の共有をする。

- (2) 全体会で、FD 委員会と協力しつつ、セミナーやワークショップ等を開催することができる。
 - (3) プログラム内容に関する協議と提言を認定委員会に行う。
 - (4) 認定全般に関する協議と提言を認定委員会に行う。
 - (5) その他、学会に関する協議と提言を行う。
 - (6) 初期研修医へのアピール活動を行う。
 - (7) 研修終了後の家庭医への情報交換の場を作る。
2. ブロック会活動
 - (1) プログラムを相互に形式的に評価することによってその改善につとめる（サイトビジットの実施やその報告も視野に入れる。）
 - (2) プログラム実施状況に関する報告やその他の情報の共有など、プログラム向上のための支援を行う。
 - (3) 指導医や研修医の交流などの活動を行う。
 - (4) 各ブロック会でセミナーやワークショップ等を開催することができる。
 - (5) 初期研修医へのアピール活動を行う。
 - (6) 研修終了後の家庭医への情報交換の場を作る。
3. その他、本会の目的達成に必要な事業

【第9条】附 則

1. 本会へのプログラム責任者の出席
プログラム責任者は本会に年間2回以上出席しなくてはならない。
2. 本会の開催場所
本会は、原則として東京と大阪において交互に開催される。
3. 承認
 - (1) 全体会
事業に関連する事項の承認は、出席者（委任状を含む）の過半数の賛成
 - (2) ブロック会
承認は、各ブロック会への出席者の過半数の賛成
4. 予算
 - (1) 全体会
当面は、本学会が補助を行う。
 - (2) ブロック会
原則として本学会は補助を行わないが、学会で認められる範囲で補助を行うことがある。
5. 改訂
規約の改訂は、必要に応じ、理事会の承認を得て行うものとする。
6. 制定日
2008年8月10日